

令和5年度第2回 長泉町特別職報酬等審議会 議事録

1. 日時

令和5年10月4日（水）午後1時30分～午後3時

2. 場所

長泉町役場本館3階第1・2委員会室

3. 出席者

審議会委員（出席委員10名（全員）⇒審議会成立）

会長	中山勝	委員	大川敏行
会長代理	坂間福司	委員	梶山浩美
委員	富岡隆幸	委員	花房由美子
委員	村田忠嗣	委員	宮代尚宏
委員	千葉寿子	委員	吉川理沙

事務局

総務部長 川口正晴
行政課長 佐藤久敬

4. 内容

(1) 前回議事録の署名（富岡委員・村田委員）

(2) 配布資料の説明

地方議員のなり手不足における現状（資料No.9）

特別職報酬等に係る国通知（資料No.10）

令和5年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（資料No.11）

令和5年 給与勧告の骨子（資料No.12）

行政課長より説明

(3) 議事

特別職報酬等の審議

（会長）現状の当町の報酬等額について、改め確認するための説明を事務局に求めた。

⇒行政課長より、資料No.13を使用して生活圏を同じくする県内市町の平均額と当町の報酬等の額について比較する説明を行った後、

委員より意見を伺った。

(委員) 特別職等の報酬は 26 年間上がっていない。

長泉町は人口、財政運営からも市並み評価をいただいている。

類似団体との比較の中で、教育長、議員は低い。

平成 17 年から議員定数を 21 名から 16 名に下げているが、その際に報酬等の議論はされていない。

行政サービスの多様に対応し、日常の議員活動を担保するためには、議員報酬を上げた方がよい。

当町において、特別職の報酬等を下げる理由は見当たらない。

(委員) (民間における) 特別職 (リーダー) の給与の考え方、留意点は次のとおり。

①特別職でも給与は仕事の対価

②リーダーとしての仕事の対価 (財政状況が良くなければ給与は上げられない)

③給与はリーダー及びその家族の生活の糧

⇒自分の家族を守るための最低限の給与は受け取るべき

④給与というよりも責任力

有事があった場合は、家族のことはさておき組織や職員のために働く。⇒だから給与が高い。

⑤原資は税金

住民が納得できる設定でなければならない。

⑥アスリートのような報酬の考え方はすぐわない。

多くの社員、職員の支えがあって結果 (成果) が出るもの。成果の一定額は認められるものの、世間から批判を受けるような高額報酬は認められない。

(委員) 議員のなり手を解消するためには、議員報酬を上げることが必要。

26 万では、家族は養えない。

他に所得のある方又は配偶者の扶養がなければ難しい。

報酬のことだけでなく、議会の質を高めていくことも必要。

(会長) 資料 13 については、県内市町の平均との比較ということで、当町よりも人口の多い 20 万人を超える市も含めた様々な規模の団体の平均額である。事務局において、当町と同規模の類似団体との比較が

あればその説明を聞くこととしたい。また、具体的な改定案の用意があればその説明を聞いた上で審議を進めていきたい。

⇒資料No.3（修正版）を使用し、人口、産業構造等が類似する「類似団体」の内、当町と人口規模が近い17町村との比較について事務局より説明した後、資料No.14により当町を含めた18団体との平均額との格差を小さくする方法による改定案を説明した。

（総務部長） 事務局から示した改定案（資料No.14）は一つの考え方で、これに固執するものではない。

（委員） 議員報酬28万円、教育長60万5千円はどのように設定したのか。

（行政課長） 類似団体18団体の平均額との比較により、その格差をなるべく小さくするように設定したもの。

（委員） 長泉町の行政運営の状況から、平均額にこだわる必要はないのではないか。企業選出の議員は休職して議員活動をしている。生活費は議員報酬によって賄っている状況を見るともう少し上げてよいと思う。

（会長） 今年の人事院勧告により一般職の職員の給与が引き上げられるが、（一部の）一般職の職員が特別職の職員の給与を上回ることがあるか。

（行政課長） 一般職が特別職を上回ることはない。

（委員） 一般職の職員は人事院勧告により給与の増減はあるが、特別職の方も定期的に見直しが必要である。財政力が高い長泉町が報酬等を上げなければ他市町は上げられない。

（委員） 特別報酬等審議会を実施していない間、社会情勢や特別職に対する負荷が変わっている。報酬等の額を決定するとともに、次期の開催日程を決めることも重要。

（総務部長） 今後は、特別職の任期の中で1回は開催していく。

（会長） その場合に、報酬等を上げるだけでなく、現状維持や下げる場合もあるか。

(総務部長) その時の情勢を捉えて、そのような対応になることも想定される。

(会長) 答申には特別職報酬等審議会の開催の頻度等についても入れていきたいが如何か。

(委員全員) 異議なし。

(委員) 長泉町が報酬等を上げると他の町も上げなければならないが、財政上苦しいところもあるという話を聞いたことがある。それが理由で報酬等を上げてこなかった経緯はあるか。

(行政課長) そのようなことはないが、特に近隣町においては、当町の改定状況を注目していると思う。

(委員) 財政状況を踏まえて、良いときは報酬等を上げる、悪い時は下げる判断をしてもよいと思う。

(委員) 類似団体 18 団体の中で、長泉町の財政力指数は 2 位。企業では何かの指標に応じて報酬等を決める考え方もある。議論の中で決める方法もあるが、人口や個人所得等に応じて報酬等を決定する考え方があるか。

(行政課長) そのような指標はない。資料No.10 の国の通知で確認したように、他の地方公共団体との均衡等を考慮し決定するものである。

(委員) 財政状況がよければ他の地方公共団体との均衡を破って報酬等を上げている例はあるか。

(行政課長) 財政状況を加味した中で報酬等は考えていくものであるが、それだけで決めるものではない。資料No.10 で確認した様々な事情等を考慮した中で決定していくものであるため、考え方は一律ではない。

(会長) 委員から類似団体の平均額にこだわる必要はないとの発言があったが、議員の生計費や長泉町の行財政の運営状況を踏まえて、平均以下である必要があるか意見を聞きたい。

- (委員) 沼津市等は財政上厳しい状況の中、議員報酬は当町より高い。長泉町は財政力指数が高い状況を保ち続けているがそれらの市よりも低い。良い人材を確保していくためには、それなりの対価を支払った方がよい。頑張っている市町は上げた方がよい。
- (会長代理) 長泉町は収益力、成長力がある。それに見合った給与や報酬を支払うことが資本主義社会の中での在り様。
- (委員) 議員は 26 万円の報酬額をどのように捉えているのか。
- (委員) 議員報酬は生活・活動していくには少ない額だと思う。他に所得がある場合や配偶者の扶養がなければ難しい。昔は名誉職という意味合いが強かったと思う。
- (委員) 若い方で議員を志す方があった場合に、議員報酬だけでは家族を養っていくことはできない。報酬を上げることによって、資質の高い方が議員を目指してくれることが望ましい。
- (委員) 報酬は 26 万円だが、ボーナスも合わせると年収は 400 万円を超える。
- (会長代理) 三役、議員については、ボーナスに査定はあるか。
- (行政課長) 一般職については人事評価に基づく査定があるが、特別職にはない。
- (会長) 人事院勧告により特別職のボーナスも改定があるか。
- (行政課長) 三役については、職員の期末・勤勉手当の支給月数の合計に合わせた支給月数としているため、今回の人事院勧告を受けて支給月数が 0.1 月上がり 4.5 月となるが、議員の方は議会で決めることになっており事務局では把握していない。
- (会長) 事務局案で改定した場合の年収はいくらになるか。
資料No.4 で示した年収に資料No.14 で示した年間予算増額を足して算出することができる。
(改定後は、町長 1,417 万円、副町長 1,134 万円、教育長 1,045 万円、

議長 590 万円、副議長 500 万円、議員 465 万円になる見込み。)

(委員) 人事院勧告で人件費が上がることに加えて、特別職について事務局案で改定した場合に、町の財政上は厳しい対応になるか。

(総務部長) 直ちに厳しい対応にはならない。これに加えて、来年度は会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することになるために、総人件費は増加する。

(委員) 三役については事務局案で良いと思うが、議員については改定後も三役に比べて県内順位が低い。三役と同様に 18 位から 20 位までに引き上げた場合の報酬額を確認したい。

(行政課長) 資料No.2により 18 位にした場合の報酬額を確認できる。
県内順位を 18 位とする場合に、議員は 26 万円⇒30 万円、副議長は 28 万円⇒33 万円、議長は 33 万円⇒39 万円

(会長) 報酬額をここで上げて、4 年に 1 度、報酬等審議会を開催するのであれば社会情勢にあった対応ができる。

(委員) 財政力あって報酬を上げることができるのであれば上げてよいと思う。議員報酬 26 万円は、生活していくには十分ではない印象がある。

(会長) これまでの審議の中では、報酬を上げてよい方向の意見になっているが、上げることに對して説明責任がある。これまでに町に對し、三役の給料や議員報酬が高すぎるのではないかといった意見はあったか。

(行政課長) 毎年、年 1 回、町の広報紙に三役、議員、職員の給与等を公表している。広報をご覧になった方が、町長の手紙などで給与が高すぎるといった意見をいただくこともある一方で、職員は頑張っているのでは給与を上げてよいのではといった意見も頂いたことある。議員についても同様である。常勤ではないのに高いのではないかといった意見をいただいたこともある。

(会長) 議員の報酬については、マスメディアの中では全国の中で日額報酬にしたかどうかといった意見もあった。

(委員) 議会だよりで、議会の様子だけでなく、地域で活動している様子も掲載したら印象は変わるのではないかな。

(委員) 個人の活動を議会だよりに掲載すると、議員個人のPRに繋がり問題がある。定例報告会を実施しても住民の方はなかなか集まらない。議員と住民を繋げる活動は難しい。他国では週末議会や夜間議会の開催もあり、住民が参加しやすいような議会制度の見直しも必要ではないかと思う。

(会長) 様々な意見があったが、本日、結論を出すよりも、頂いた意見を踏まえて次回に報酬等を決定するようにしたいが、事務局はそれでよいかな。

(行政課長) それで良い。

(総務部長) 三役については、事務局案で良いかな。

(会長) 三役の給料と議員の報酬は分けて考えたいが、三役に関しては事務局案で良いかな。

(委員全員) 良い。

(会長) 議長、副議長、議員の報酬については、事務局案を3つ程、提示していただき次回検討したい。その際には、改定後の年収、県内順位がどのようになるのか示して欲しい。

(委員) 説明責任に耐えられる準備が必要。民間企業の給与は年々上がっていて平均年収は458万になっている。例えば0度の水と100度の水の平均値は50度であるが、この50度に何の意味もない。個々の数値に意味がなければ平均値との比較は意味がない。

長泉町の町が本当に良くなって欲しい。そのための議員としてはいくらの報酬が適正なのか。

資料No.3については、人口4万人に近い町であるが、類似団体の町の状況は分からないところが多い。

比較がしやすいのは状況が良く分かる近隣市である沼津市や三島市、裾野市等の方がイメージしやすく説明しやすい。

(会長) その他、第3回目の審議の際に必要な資料はあるか。

(委員全員) 無い。

(会長) 本日の審議はここまでとする。

(6) その他(事務連絡)

次回審議会開催日 令和5年11月10日(金)15時～

会場 役場本館3階第4・5会議室

部長挨拶

町は財政的には良いと言われている。先週土曜日には日経新聞に個人所得が30年間で8.7%増えていて全国的にも珍しい自治体であることが掲載されているが、この先、学校施設の建て替え等も控えている中で、庁内において実施計画のヒアリングでは、各課から出された要求に対して、必要性も考慮した中で予算を抑えているのが実情である。

今回報酬審の審議の中で、報酬等は上げる方向で議論が進んでいるが、議員にとっては報酬額が増えることは、議員の責任の重みが増すことにも繋がると思う。

次回、第3回報酬等審議会には、答申を出せるように審議をお願いしたい。